

平成二十三年三月十五日受領
答弁第一一九号

内閣衆質一七七第一一九号

平成二十三年三月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出「腎疾患総合対策」の早期確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出「腎疾患総合対策」の早期確立に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年三月十二日内閣衆質一七四第一九四号）二についてでお答えした研究については、現在継続中であり、来年度も必要に応じ、これらの研究に対する助成を行うこととしている。

二について

お尋ねについては、厚生労働省において、都道府県等に対し、「訪問介護における院内介助の取扱いについて」（平成二十二年四月二十八日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）を発出し、医療機関内で実施された透析患者等に対する介助について、介護保険の各保険者が実施場所が医療機関内であることをもって一概に介護報酬上の算定をしない取扱いとすることのないよう注意喚起を行ったところである。

三について

お尋ねについては、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会等において御検討いただき、その結果を踏まえ、広く一般の方を対象とし、新聞広告、インターネット、ラジオ、雑誌等により、移植医療に関する知識及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十三号）の概要につ

いて広報を行うとともに、臓器提供施設の医療従事者、行政機関、関係団体及びマスコミ関係者を対象とし、同法の内容について説明会等を実施したところである。

四について

お尋ねの都道府県所属の移植コーディネーター（以下「都道府県コーディネーター」という。）及び院内で調整を行うコーディネーター（以下「院内コーディネーター」という。）の増員の状況は、都道府県コーディネーターについては、平成二十三年二月一日現在で前年同時期と同じ五十一人となっているが、院内コーディネーターについては、把握していない。

五及び六について

厚生労働省としては、必要な研究の遂行に支障が生じることのないよう留意しつつ、研究費の配分の効率化の観点から、お尋ねの腎疾患対策関係予算の見直しを行ったものである。その結果、平成二十三年度における腎疾患対策関係予算は、前年度に比べ、総額で約五千七百万円減額の約二億三千七百万円を計上しており、その内訳としては、腎疾患対策費が前年度と同額の約三百万円、慢性腎臓病（CKD）特別対策事業が前年度から約百万円減額の約千万円、腎疾患対策研究事業が前年度から約五千六百万円減額の約

二億二千二百万円を計上している。